

(お知らせ)

7号機 使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視不能による 運転上の制限の逸脱の訂正について（公表区分Ⅱ）

2025年4月29日

東京電力ホールディングス株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

2025年4月28日午後10時25分頃、7号機コントロール建屋2階中央制御室において、運転員が毎週実施している動作確認の中で、水位・水温を監視する使用済燃料貯蔵プール監視カメラ^{※1}（重大事故等対処設備：以下S A設備）の映像が表示されない事象を確認しました。

そのため、同時刻に7号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限^{※2}から逸脱したと判断しました。

使用済燃料プールや原子炉の冷却機能に問題はなく、水位・水温については既存設備で監視ができており、その他のS A設備でも監視できています。

（2025年4月29日お知らせ済み）

調査した結果、表示装置の入力信号の切り替え操作により監視カメラの映像が正常に表示されたことを午前10時30分頃に確認しました。また、事象発生以降はカメラ映像の録画が正常にできており、設備に故障が無いことも確認しました。

そのため、運転上の制限の逸脱には該当しないものと判断し、訂正をいたします。

今後、当該事象が発生した原因について調査してまいります。

※1：使用済燃料プール監視設備（S A設備）の一つであり、他にも使用済燃料プールの水位・温度を測定する機器や、放射線モニタなどがある。

※2：保安規定では、安全機能を確保するために必要な機器の台数や機能を「運転上の制限」として定めており、使用済燃料プール監視設備として、使用済燃料貯蔵プール監視カメラが動作可能であることとしている。

以 上